



残業しない社員の評価制度を新設！

「No 残業手当」導入スタート

実働残業手当は完全支給。新制度で残業時間ゼロを推進!!

株式会社はるやまホールディングス（本社：岡山県岡山市、代表取締役社長執行役員 治山 正史、以下「当社」といいます。）は、社員 1,267 名（但し、管理監督者を除きます。）を対象に、月間の残業時間ゼロを実行した社員に対し、月毎に 15,000 円を一律支給する「No 残業手当」制度を 2017 年 4 月度より導入いたします。

当社は、2015 年 12 月に「スーツで日本を健康にする」宣言のもと、3 つの約束を公表いたしました。このたびの新制度導入は、約束の第 3 に挙げた『社員の健康を応援し、まず社内から健康で元気になります』の実現に向けた施策の一環として実施いたします。

当社は、元気に働ける社内環境整備を進めるなかで、すべての社員が、自ら“残業を無くそう！”という意識の向上と浸透が必須であると考え、「残業をしない社員が得をする」という制度を発案しました。

また、この制度は、現在の売上維持と残業 0 時間により予想される企業利益を、個々の社員へ還元する新たな仕組みです。

当社といたしましては、今後もより一層の働きやすい環境創出とともに、残業による心身への過重な疲労を削減し、全社員の健康を積極的に推進してまいります。

「スーツで日本を健康にする」宣言

3つの約束

はるやまは、今後、以下の3項目に本気で取り組んでいくことを誓います。

- 1 (商品開発) 健康をサポートする機能性商品を開発します。
- 2 (店舗の役割) 店舗を地域の健康支援の拠点となるようにしていきます。
- 3 (社内から健康に) 社員の健康を応援し、まず社内から健康で元気になります。

◆「No 残業手当」概要

主 旨：残業をしない生産性の高い社員への評価制度

対 象：正社員 1,267 名（但し、管理監督者を除きます。）

実 施：2017 年 4 月度給与より

実残業による残業手当については現状と変更ありません。（実働分全額支給）

内 容

- ・月間の残業時間「0 時間」の社員へ、月毎に 15,000 円の「No 残業手当」を支給
- ・実働残業手当が発生した場合も、月間 15,000 円未満の実働残業手当の社員に対しては、「No 残業手当」として 15,000 円から実働残業手当分を差し引いた分を支給

例) 8,000 円の実働残業手当が発生した場合

実働残業手当 8,000 円 + No 残業手当 7,000 円 (15,000 円 - 8,000 円) を支給

以上

■お客様からのお問合せ先

はるやまお客様相談窓口 TEL: 0120-923-924

■報道関係からのお問い合わせ先

株式会社はるやまホールディングス 経営企画部 広報:伊藤 E-MAIL: ayumi_ito@haruyama.biz
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-11-1 オーク東池袋ビル 5F TEL:03-5927-1724